



平成 30 年 3 月

経過措置期間延長のお知らせ

謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の販売名変更品につきましては、平成 29 年 12 月 7 日付、厚生労働省告示第 349 号にて経過措置期間が平成 30 年 3 月 31 日となっておりましたが、この度の官報公示（平成 30 年 3 月 5 日告示、平成 30 年 4 月 1 日施行、厚生労働省告示第 42 号）により経過措置期間が延長されることとなりましたのでご案内申し上げます。今後とも、弊社製品に一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

◆経過措置終了期日:平成 30 年 3 月 31 日→平成 30 年 9 月 30 日

※翌日の平成 30 年 10 月 1 日から保険請求出来ません。

◇自社品

・厚生労働省告示 42 号：平成 30 年 3 月 5 日告示、平成 30 年 4 月 1 日施行

アバルナート錠 2〔⇒ミドドリン塩酸塩錠 2mg「トーフ」〕
 アポラキート錠 200mg〔⇒フラボキサート塩酸塩錠 200mg「トーフ」〕
 アロストール錠 20mg〔⇒アフロクアロン錠 20mg「トーフ」〕
 エプカロール錠 25 μg〔⇒プロカテロール塩酸塩錠 25 μg「トーフ」〕
 エプカロール錠 50 μg〔⇒プロカテロール塩酸塩錠 50 μg「トーフ」〕
 エプカロールシロップ 5 μg/mL〔⇒プロカテロール塩酸塩シロップ 5 μg/mL「トーフ」〕
 エメロミンカプセル 1mg〔⇒エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル 1mg「トーフ」〕
 エメロミンカプセル 2mg〔⇒エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル 2mg「トーフ」〕
 レキサール顆粒 500〔⇒セファレキシン複合顆粒 500mg「トーフ」〕
 グランパム錠 50mg〔⇒トフィソパム錠 50mg「トーフ」〕
 コレポリーR 散 10%〔⇒耐性乳酸菌散 10%「トーフ」〕
 シーサール散 10%〔⇒デキストロメトルファン臭化水素酸塩散 10%「トーフ」〕
 シーサール錠 15mg〔⇒デキストロメトルファン臭化水素酸塩錠 15mg「トーフ」〕
 スプデル DS 小児用 0.1% (統)〔⇒ケトチフェン DS 小児用 0.1%「トーフ」(統)〕
 スプデルカプセル 1mg (統)〔⇒ケトチフェンカプセル 1mg「トーフ」(統)〕
 スプデルシロップ小児用 0.02% (統)〔⇒ケトチフェンシロップ小児用 0.02%「トーフ」(統)〕
 スロンタクス錠 100〔⇒セリプロロール塩酸塩錠 100mg「トーフ」〕
 スロンタクス錠 200〔⇒セリプロロール塩酸塩錠 200mg「トーフ」〕
 トシラートカプセル 50mg〔⇒スプラタストシル酸塩カプセル 50mg「トーフ」〕
 トシラートカプセル 100mg〔⇒スプラタストシル酸塩カプセル 100mg「トーフ」〕
 トーフジール錠 2mg〔⇒ニルバジピン錠 2mg「トーフ」〕
 トーフジール錠 4mg〔⇒ニルバジピン錠 4mg「トーフ」〕
 ニスタジール散 10%〔⇒ニカルジピン塩酸塩散 10%「トーフ」〕
 ニスタジール錠 10〔⇒ニカルジピン塩酸塩錠 10mg「トーフ」〕
 ニスタジール錠 20〔⇒ニカルジピン塩酸塩錠 20mg「トーフ」〕
 ビタファント F 錠 25〔⇒フルスルチアミン錠 25mg「トーフ」〕
 ブレクルスカプセル 100mg〔⇒トラニラストカプセル 100mg「トーフ」〕
 ブレクルス細粒 10%〔⇒トラニラスト細粒 10%「トーフ」〕
 メトロック錠 10〔⇒アメジニウムメチル硫酸塩錠 10mg「トーフ」〕
 ラスプジン錠 0.5mg〔⇒アゼラスチン塩酸塩錠 0.5mg「トーフ」〕
 ラスプジン錠 1mg (統)〔⇒アゼラスチン塩酸塩錠 1mg「トーフ」(統)〕



0.5%塩酸プロカイン注射液「トーワ」(1mL)(統)[⇒プロカイン塩酸塩注 0.5%「トーワ」1mL(統)]
0.5%塩酸プロカイン注射液「トーワ」(2mL)(統)[⇒プロカイン塩酸塩注 0.5%「トーワ」2mL(統)]
スコルパン注 20mg[⇒ブチルスコポラミン臭化物注 20mg「トーワ」]
ニスタジール注 2mg[⇒ニカルジピン塩酸塩注 2mg「トーワ」]
ニスタジール注 10mg[⇒ニカルジピン塩酸塩注 10mg「トーワ」]
ニスタジール注 25mg[⇒ニカルジピン塩酸塩注 25mg「トーワ」]
ビタファント注 10[⇒フルスルチアミン注 10mg「トーワ」]
ビタファント注 25[⇒フルスルチアミン静注 25mg「トーワ」]
ビタファント注 50[⇒フルスルチアミン静注 50mg「トーワ」]
ファモセット注用 10mg[⇒ナファモスタットメシル酸塩注用 10mg「トーワ」]
ファモセット注用 50mg[⇒ナファモスタットメシル酸塩注用 50mg「トーワ」]
ジドレンテープ 27mg[⇒ニトログリセリンテープ 27mg「トーワ」]
スプデル点眼液 0.05%(統)[⇒ケトチフェン点眼液 0.05%「トーワ」(統)]
スプデル点鼻液 0.05%[⇒ケトチフェン点鼻液 0.05%「トーワ」]
トーワタール点眼液 2%(統)[⇒クロモグリク酸 Na 点眼液 2%「トーワ」(統)]
トーワタール点鼻液 2%[⇒クロモグリク酸 Na 点鼻液 2%「トーワ」]

(統) は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。

[参考] 厚生労働省告示第 46 号 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件

以上